

借受申請書

年 月 日

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第 号（※1）に基づく臨時災害放送局用設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。

省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。

九州総合通信局長 殿

（借受申請者）

印※2

※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。

- (1) 災害時 省令第3条第8号
- (2) 平時（災害時以外）
 - ア 周知広報 省令第3条第1号
 - イ 防災訓練 省令第3条第3号
 - ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号

※2 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

別記

借受申請書（様式1）提出時に、1～6に必要事項を記載するとともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れて、提出してください。

1	申請者	名称及び代表者の氏名			
		住所			
		電話番号		メールアドレス	
2	貸付物品	臨時災害放送局用設備			式
3	使用目的				
4	使用場所				
5	貸付けを必要とする理由				
6	貸付期間	貸付日	年 月 日		
		貸付期間	年 月 日（原則、貸付日から1年以内）		
7	引渡場所				
8	貸付条件				
<input type="checkbox"/> (1) 臨時災害放送局用設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 <input type="checkbox"/> (2) 臨時災害放送局用設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等（以下「借受者」という。）の負担とする。 <input type="checkbox"/> (3) 臨時災害放送局用設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> (4) 臨時災害放送局用設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> (5) 臨時災害放送局用設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 <input type="checkbox"/> (6) 臨時災害放送局用設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。なお、返却に要する費用の負担は、借受者の所在地を管轄する総合通信局等と借受者との間において協議して定める。 <input type="checkbox"/> (7) 臨時災害放送局用設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者の負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。 <input type="checkbox"/> (8) 総合通信局等の長は、臨時災害放送局用設備について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、借受者が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたとき（大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付要請を優先するときなど）は、貸付期間満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。					
備考					